

議案第56号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方税法等の一部が改正され、固定資産税における特例措置の制定及び廃止並びに軽自動車税に関するグリーン化特例期間の延長措置が講じられたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第20条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第21条の2見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に、同条第2項中「あん分」を「按分」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第25条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第25条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加える。

第25条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第15項第5号から第9号までの規定中「法附則第15条第33項」を「法附則第15条第32項」に改める。

附則第15項第10号を次のように改める。

(10) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第15項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第18項中「次項」の次に「、第21項及び第22項」を加え、附則に次の3項を加える。

20 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日ま

での間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第17項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 21 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第18項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 22 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車税に限り、第19項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 改正後の二宮町税条例の規定中固定資産税に関する部分(次項の規定は除く。)は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)による改正前の地方税法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</u></p> <p><u>第20条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出)</p> <p>第21条の2 (略)</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下本項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第25条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第25条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第25条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第25条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、<u>法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第25条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第25条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。</u>）の初日の属する年の1月31日までに、町長が必要と認める事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出)</p> <p>第21条の2 (略)</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下本項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第25条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第25条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第25条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第25条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）の初日の属する年の1月31日までに、町長が必要と認める事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第25条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日<u>から起算して3年を経過する日</u>を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日<u>から起算して4年を経過する日</u>を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに、町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日<u>から起算して3年を経過する日</u>を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日<u>から起算して4年を経過する日</u>を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～14 (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第25条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日<u>以後3年を経過する日</u>を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに、町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日<u>以後3年を経過する日</u>を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>1～14 (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
(5) <u>法附則第15条第32項第1号イ</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	(5) <u>法附則第15条第33項第1号イ</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
(6) <u>法附則第15条第32項第1号ロ</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	(6) <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。
(7) <u>法附則第15条第32項第2号イ</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	(7) <u>法附則第15条第33項第2号イ</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
(8) <u>法附則第15条第32項第2号ロ</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	(8) <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
(9) <u>法附則第15条第32項第2号ハ</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	(9) <u>法附則第15条第33項第2号ハ</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
(10) <u>法附則第15条第44項</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。	(10) <u>法附則第15条第40項</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
(11) <u>法附則第15条第45項</u> に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	
(12) (略)	(11) (略)
(軽自動車税の税率の特例)	(軽自動車税の税率の特例)
16～17 (略)	16～17 (略)
18 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、第21項及び第22項において同じ。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車 が 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	18 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車 が 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後	改正前
<p data-bbox="114 288 954 331">(略)</p> <p data-bbox="114 373 226 403">19 (略)</p> <p data-bbox="114 451 1111 676"><u>20 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車に限り、第17項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p data-bbox="114 724 1111 949"><u>21 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車に限り、第18項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p data-bbox="114 997 1111 1222"><u>22 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成30年度分の軽自動車に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては平成31年度分の軽自動車に限り、第19項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p data-bbox="1135 288 1975 331">(略)</p> <p data-bbox="1135 373 1247 403">19 (略)</p>